

[施策名⑱消防基準、建築基準等] (消防法)

官庁営繕部設備課

## 排煙設備の建築基準法との整合

### ○施策の概要、進捗状況、継続性

(概要)

消防法及び建築基準法においてそれぞれ独自の観点から規定が設けられている排煙設備について、関係者の負担の軽減を図るため、建築基準法の規定を踏まえ、設置を要しない場合の要件等、排煙設備の基準の見直しがなされた。

(進捗状況)

「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成11年3月)

「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成11年9月)

(継続性)

施行後、将来にわたり効果が継続する。

### ○施策の効果

(効果)

排煙設備の設置基準の整合を図ることにより、設置に係る検討項目が整理され、建設コストの縮減を図ることが可能となる。また、監督職員による確認業務が簡素化され、行政コストの縮減が見込まれる。

(縮減額)

現時点では、営繕工事において実施事例がない。

### ○イメージ図

